

## 喫煙室も空気環境基準の対象か

## 環境·健康

職場における喫煙対策のためのガイドラインにおいて、喫煙室等の内部につい ても、喫煙者の受動喫煙を軽減する必要性から、職場の空気環境基準の対象とさ れています。表.1 に喫煙対策の評価対象と環境基準を示しました。

一般には、換気扇が設置された喫煙室等により空間分煙を行なっていますが、 非喫煙場所と比べて環境基準を満たしにくい喫煙室等についても、表.2に示すよ うな対策を講ずることによって、できるだけ浮遊粉じん濃度等を低減することが 望まれます。

### 表.1 喫煙対策の評価対象と環境基準

喫煙対策の評価対象	浮遊粉じん濃度	一酸化炭素濃度	気流の風速
非喫煙場所	0.15mg/m³以下	10ppm 以下	_
喫煙室等の内部	0.15mg/m³以下	10ppm 以下	_
非喫煙場所と喫煙室等の境界	0.15mg/m³以下	10ppm 以下	0.2m/s 以上

気流の風速:喫煙室等へ向かう気流の風速

#### 表.2 喫煙室内での対策

+ + · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
対 策	喫煙行動基準等		
効果的な排気	できるだけ、換気扇の近くで、換気扇に向かって喫煙する		
(拡散前に排気)	(喫煙場所・範囲の指定、灰皿等の位置限定など)		
効果的な給気	できるだけ、換気扇の反対側を開口部(給気口)とする		
(反対側から給気)	(効果的な排・換気のための空気の流れをつくる)		
発生源(量)の制限	できれば、一度に喫煙できる人数を制限する		
吸い殼からの発生防止	吸い殻がくすぶらないように、確実に消す		

令和元年7月1日に、改正された健康増進法と一体化された『職場における受動喫煙防止のため のガイドライン』が通達されました。このガイドラインでは、健康増進法での「望まない受動喫煙」 をなくすとの基本的な考え方に沿って、喫煙室での喫煙者の受動喫煙の軽減に係る空気環境(浮遊 粉じん濃度、一酸化炭素濃度)の目安値が示されていません。

# kes サポート

目	的	課題	kеsサポート	
		職場の空気環境 (喫煙室等、非喫煙場所)	空気環境の測定	
把	握	排・換気の性能、給気の状況	排・換気の性能、給気の状況調査	
		空調設備等を介しての空気汚染状況	供給空気の清浄度の測定	
改善善	羊	空間分煙効果の向上	開口部 (出入口)、給気の改善等	
	排・換気の改善	換気扇等の改善・設置		
教	育	喫煙者等の意識の向上	労働衛生(産業保健)教育	

株式会社 近畿エフサイエンス

本社·関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270 中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666